○文部科学省告示第九十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（考古資料の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
土偶　一箇 附　土器　八点 長野県中ッ原遺跡出土	平成十八年文部科学省告示第七十九号	土偶　一箇 附　土器　八点 長野県中ッ原遺跡出土	茅野市（茅野市尖石縄文考古館保管）	長野県茅野市塚原二―六―一

○文部科学省告示第九十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
金地著色四季花鳥図狩野元秀筆 六曲屏　一双	昭和十六年文部省告示第七百九十二号	紙本金地著色四季花鳥図狩野宗秀筆 六曲屏風　一双	大阪市（大阪市立美術館保管）	大阪府大阪市北区中之島一―三―二〇

○文部科学省告示第九十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造伎楽面　一面	昭和十三年文部省告示第三百四十三号	木造伎楽面　一面	国（文化庁保管）	

○文部科学省告示第百号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文